

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第78回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

### 1 日時

令和5年9月15日（金）午前10時

### 2 場所

大阪高等裁判所委員会室

### 3 出席者

（委員）小原正敏、窪田充見（委員長）、竹村登茂子、宮崎英一、山本真千子

（庶務）大西大阪高裁総務課長、大林大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）松永大阪高裁事務局長

### 4 議題

- (1) 第110回及び第111回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集について
- (3) 判事の再任等候補者に関する情報収集について
- (4) 日程その他

### 5 議事

- (1) 第110回及び第111回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について

庶務から、第110回及び第111回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について報告した。

- (2) 弁護士任官候補者の情報収集について

○ 裁判官及び検察官が有している情報については、従前と同様に、一般的な情報収集として、①大阪高等裁判所及び大阪高等検察庁並びに任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所、検察庁に対しては、所属する裁判官、検察官から、②任官候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（当地域委員会の管内の裁判所に限る。）に対しては、事件が係属している場合の係属事件担当裁判官から、それぞれ情報収集を行うため、該当する裁判所及び検察庁に情報

受付の周知依頼を行うこととされた。

- 弁護士が有している情報については、従前と同様に、任官候補者から提出のあった担当事件リストの相手方代理人に、また、弁護士活動をよく知る者からの情報については、任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の情報（氏名、住所等）を求めた上で、それらの者に、それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

(3) 判事の再任等候補者に関する情報収集について

- 従前と同様に、対応する検察庁、弁護士会に候補者名簿を提供して情報受付の周知依頼をすることとされた。
- 弁護士会への情報受付の周知依頼文については、中央の委員会での審議結果を踏まえて、従前と同趣旨の情報収集における留意事項を記載して送付することとされた。
- 従前と同様に、情報受付の周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務（総務課長）宛ての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

(4) 日程その他

次回の地域委員会は、10月30日（月）午後2時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は10月20日（金）までとされ、寄せられた情報については、あらかじめ各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

以上